

提出書類 提示書類 区分		提出するもの			提示するもの						
		障害者・自動車 所有者及び 運転者の 住民票	生計同一 証明書	常時介護 証明書	身体障害 者手帳	戦傷病者 手帳	療育、愛 護手帳	精神障害 者保健福 祉手帳	運転免許 証 (運転者の 方) ※1	自動車 検査証 ※2	印鑑 (認印)
身体障害者自身が 運転する場合					○	○			●	●	●
生計を一 にするも の運転す る場合	運転者と 障害者が 同一世帯	● (同一世帯 の確認でき るもの)			○	○	○	○	●	●	●
	運転者と 障害者が 同一世帯 ではない	● (それぞれ の方のも の)	●		○	○	○	○	●	●	●
常時介護するものが 運転する場合				●	○	○	○	○	●	●	●

※ 障害者の手帳の交付を受けているかどうかの判定は、減免申請書の提出期限の現況によります。

※1 運転免許証は表裏両面のコピー可

※2 既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、減免申請後に自動車を購入(登録)する場合は購入(登録)後に、自動車検査証(コピー可)の提示が必要です。

注1) 上記表中の記号の意味は次のとおりです。

●—必ず提示、提出又は持参する必要のあるもの。

●—いずれか一つ以上の提示が必要であるもの。(複数の手帳の交付を受けている方は、交付を受けている全ての手帳を提示してください。)

注2) 生計同一証明書及び常時介護証明書は、手帳の種類により交付場所が異なります。

注3) 障害者の方と生計を一にする人が運転する場合で、障害者の方と運転される方及び自動車の所有者の方が同一世帯にある場合は、世帯主の氏名、世帯主との続柄等により同一世帯にあることが確認できる住民票を添付してください。

注4) 住民票、生計同一証明書及び常時介護証明書は、減免申請前1か月以内に発行されたものに限ります。

注5) 咽頭摘出による音声機能障害3級に該当する方で、交付を受けている身体障害者手帳の障害名に「咽頭摘出による」旨の記載がない場合には、社会福祉事務所、福祉事務所または町村役場が交付する「減免に係る証明書」を併せて提出してください。